

平成19年1月17日

報道 各位

^{おいらせ}
奥入瀬溪流落木事故国家賠償請求訴訟控訴審判決

についての被害者弁護団の意見



被控訴人代理人

弁護士石坂基、弁護士鈴木和夫、弁護士^{みきや}御器谷修

弁護士島津守、弁護士梅津有紀、弁護士栗田祐太郎

かねてより私達が被害者代理人として訴訟を遂行いたしておりました下記事件につき、本日判決の言渡しがありました。

この判決につき、私達被害者弁護団は次のとおり意見を申し述べます。

- ・事件番号：東京高等裁判所平成18年（ネ）第2721号

^{おいらせ}
奥入瀬溪流落木事故国家賠償請求訴訟控訴事件

- ・控訴人：国、青森県
- ・担当部：東京高等裁判所第5民事部
- ・判決言渡し日時：平成19年1月17日（水）午後1時15分
- ・判決言渡し場所：東京高等裁判所第810号法廷

1 事案の概要

本件は、平成15年8月4日午前11時50分ころ、青森県にある十和田八幡平国立公園の奥入瀬溪流の遊歩道（青森県が管理）において、折から同遊歩道を訪れていた原告（当時38才の女性）が石に腰掛けて昼食をとっていたところ、地上約10メートルの高さから、長さ約7メートル、直径約20センチの大きさのブナの枯れ枝（国が所有）が落下し、これが原告を直撃したため、原告が両下肢麻痺等の身体障害1級の重傷を負ったものです。原告は、国及び青森県に対し、国家賠償法1条、2条、民法717条2項、及び安全配慮義務違反に基づき、原告が被った約2億3,000万円の損害の賠償を求め、平成16年7月9日に損害賠償請求訴訟を提起したものであります。

2 東京地方裁判所平成18年4月7日判決言渡し

その判決の要旨は、次のとおりです。

主文（要旨）

被告らは、原告茂子に対し、連帯して金1億4,555万5,900円及びこれに対する平成15年8月4日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

被告らは、原告行雄に対し、連帯して金330万円及びこれに対する平成15年8月4日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3 本日言渡しの東京高等裁判所の判決の要旨

(1) 主文（要旨）

1 附帯控訴に基づき、原判決中被控訴人茂子に関する部分を次のとおり変更する。

控訴人らは、被控訴人茂子に対し、連帯して、金1億8974万4243円及びこれに対する平成15年8月4日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 本件各控訴をいずれも棄却する。

4 被害者本人のコメント

判決言渡し直後に、私達より被害者本人に電話により判決結果を報告いたしました結果としての被害者本人のコメントは次のとおりです。

- ・判決によって、きちんと国と青森県の責任を認めて頂き、嬉しく思います。
- ・たくさんの観光客が行く観光地での事故なので、国も県も管理していないなどと主張していましたが、地裁及び高裁の判決によって国と県の責任を認めてくれましたので、何が大事かを国や県も考えて欲しいです。
- ・国と青森県はこの判決を認めて、上告して欲しくありません。

5 被害者弁護団の判決への意見

判決は第一審に続いて、私達の主張がほぼ全面的に認められ、被告国及び県の責任を明確に認めたことについては大いに評価されうるものと考えております。

法的構成としては、第一審の判断を認め、被告県に対し国賠法2条1項で損害賠償責任を認め、被告国に対し民法717条2項で損害賠償責任を認めており、画期的であった第一審の判断をそのまま踏襲しており、この点についても

評価できることであると考えられます。

認容額については、金額的には、逸失利益について大卒女子の平均賃金に基づいて算出しており、この点が、一審判決との大きな違いです。この主張は一審においても当方が主張していたことであり、高裁においてかかる判断がされたことは大変喜ばしいことだと思います。

本判決がくだされたことにより、第一審の東京地方裁判所、第二審の東京高等裁判所ともに国及び県の責任を明確に認めたこととなります。

弁護団としましては、このように繰り返された司法の判断を国及び県は重く受け止め、また、被害者の早期救済のためにもくれぐれも上告しないように要請します。

被害者弁護団連絡先

〒104-0061 東京都中央区銀座1丁目14番7号

銀座吉澤ビル6階

電話：(03)-3567-3503 F A X：(03)-3567-3506

御 器 谷 法 律 事 務 所

(担当スタッフ：加藤)